

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。  
今回は育児休業期間中の年休の付与についてです。



事務担当者

Q

当事業所の従業員が育児休業中ですが、休業期間中に年休の起算日（4月1日）が到来します。この場合、年休を新規に付与すべきでしょうか？

A

はい、要件を満たせば育児休業期間中の年休は発生します。

年休の発生要件とは、雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した場合と6か月を経過した日から1年ごとに区分した各期間の初日の前日に属する期間において、出勤した日数が全労働日の8割以上ある場合を挙げています。



城間先生

育児休業を取得している期間は労働関係が断続しているわけではなく、会社に在籍している期間には変わりなく、労働者が全労働日（※）の8割以上出勤したのであれば、育児休業中とはいえ、当然に年休が発生することになります。

なお、出勤日については、次の日は出勤したものと扱われます。

- ①業務上の負傷、疾病による療養のための休業期間
- ②産前産後の休業期間
- ③育児、介護休業法に基づく育児休業および介護休業期間
- ④年次有給休暇を取得した日

このように育児休業期間は出勤日にカウントされるため、育児休業以外の欠勤等で出勤率が8割を下回らない限り、育児休業期間中に年休の起算日が到来した場合には年休を新規に付与することが求められます。

※全労働日：基本的に対象期間の暦日数から就業規則等で定める休日を除いた日数。その他、次の日も全労働日から除外されます。

- ①所定の休日に労働した日
- ②使用者の責に帰すべき事由によって休業した日
- ③正当なストライキその他の正当な争議行為により労務が全くされなかった日

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

9月：2日（金）・9日（金）・16日（金）・30日（金）  
10月：7日（金）・14日（金）・21日（金）・28日（金）

各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

